

株 主 各 位

## 第69回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

### 【事業報告】

- ・業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況の概要 …… 1
- ・会社の支配に関する基本方針 …… 6

### 【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書 …… 9
- ・連結注記表 …… 10

### 【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書 …… 29
- ・個別注記表 …… 30

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/>) に掲載することにより開示しております。

株式会社 永谷園ホールディングス

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議をしております。

(業務の適正を確保するための体制の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社取締役会に関する規程に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
  - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、取締役及び使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
  - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
  - ・コンプライアンス経営及び適切なリスクマネジメントを継続的かつ効果的に推進するために、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
  - ・取締役及び使用人に対し、社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
  - ・内部監査部門による定期的な各部門への内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。
  - ・金融商品取引法その他の諸法令等に則り、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
  - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関わりを一切持たず、不当な要求に対しては、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・各種議事録・稟議書等の重要な文書の保存及び管理については、文書管理規程等の関係諸規程に従い、これを行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・重大な事故等の発生時の組織的な対処の危機管理規程等の関係諸規程に従い手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
  - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守の面で疑義のある行為、その他倫理上問題のある行為等の把握に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき審議及び決議を行うことにより取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
  - ・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
  - ・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行う業務報告会等の会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて決裁機関を定め、必要な手続きを行う。
  - ・必要に応じて、当社の監査役及び内部監査部門がグループ会社の経営層へのヒアリング及び業務上の各種帳票類の閲覧の実施を行うことにより、各社の業務及び財産の状況を監査する。
  - ・必要に応じて、当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社の内部監査部門が定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。
  - ・グループ運営会議、予算会議等を開催することで定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。
  - ・グループ会社に関する重要な事項については、当社において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。

- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループファイナンス（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、グループ会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・グループ会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの適切な機関設計を行い、効率的な経営体制を構築している。
  - ・グループ共通の会計管理システムを導入し、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
  - ・永谷園グループ全体の情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・グループ全体を対象とするリスク管理について担当する役員・リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の会議体・会議体を所管する担当部局を設置している。
  - ・グループ会社の役員・社員も弁護士、社外の通報窓口等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
  - ・『永谷園グループの倫理要項』に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- ⑦ 監査役の使用人の当該株式会社の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人の異動・評価等の人事に関する事項の決定は、監査役から事前に同意を得るものとする。
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人の指揮命令は監査役が行う。
- ⑧ 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い行動する。

⑨ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制

- ・各部門長が業務報告を行う業務報告会に監査役が出席し、業務報告を受ける体制とする。
- ・内部監査部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
- ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

- ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。
- ・グループ会社の監査役による連絡会を定期的に行い情報交換に努める。

⑩ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、当社及び子会社において不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・監査役が費用の前払等を請求した場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部統制室、経理財務部等の関連部門が連携し、監査役監査業務を補助する体制をとる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役職務の執行について

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会の決議事項を明確化するとともに、意思決定の迅速化を図っております。当事業年度は、全13回の取締役会

を開催し、法的決議事項及び経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行いました。

② コンプライアンス体制及びリスク管理体制について

当事業年度はコンプライアンス委員会を全1回開催、リスクマネジメント委員会を全2回開催いたしました。コンプライアンス委員会では、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議いたしました。また、全従業員を対象に遵法週間を定めて勉強会を実施し、コンプライアンス意識の醸成を継続的に行いました。リスクマネジメント委員会では、内部統制システムの構築状況及び運用状況の妥当性を確認し、必要に応じて具体的な対策を取締役社長に提案いたしました。また、当社グループにおけるリスクを網羅的に洗い出し、そのリスクの中で特に重点的に取り組む必要があると判断された重点リスクを取締役社長へ報告し、適宜必要な部署にリスク低減策の検討及びリスク発生防止のための事前対策を図りました。

③ グループ会社管理について

関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて決裁の有無及びその決裁を行う機関を定め、当社において必要な手続きを経ております。また、グループ会社の業務執行状況の把握と問題解決をするための報告会を実施いたしました。あわせて、監査役と内部統制室がグループ各社の経営層へのヒアリング及び業務上の各種帳票類の閲覧を実施し、各社における業務及び財産の状況を監査いたしました。

④ 監査役について

当事業年度は全6回の監査役会を開催し、各監査役が行っている監査の状況及び結果について報告及び意見交換を行いました。また、監査役は取締役会並びに業務報告会等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施いたしました。さらに、監査の実効性の向上を図るため、監査役は自ら監査を行う他、内部監査部門が行う内部監査の結果について報告を受けました。加えて、必要に応じて会計監査人と情報交換を行いました。

## 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### ② 基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」を確立することができました。そして、「永谷園ブランド」を支持してくださるお客様の期待に応えるためにも、当社グループは、グループ全体の持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

### ③ 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の内容の概要（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、2008年6月27日開催の当社第55回定時株主総会にて「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情

報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものです。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている2020年5月29日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/news.html>）

#### ④ 本プランの合理性

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ニ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の



社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

ホ. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ヘ. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,502	3,759	27,379	△3,025	31,616
会計方針の変更による累積的影響額			△133		△133
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,502	3,759	27,246	△3,025	31,482
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△544		△544
親会社株主に帰属する当期純利益			3,441		3,441
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△8		△8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	2,887	△0	2,887
当連結会計年度末残高	3,502	3,759	30,134	△3,026	34,370

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価金額	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,807	△2,610	△1,018	△96	△1,917	1,335	31,034
会計方針の変更による累積的影響額							△133
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,807	△2,610	△1,018	△96	△1,917	1,335	30,901
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△544
親会社株主に帰属する当期純利益							3,441
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							△8
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	167	8	867	160	1,204	696	1,900
当連結会計年度変動額合計	167	8	867	160	1,204	696	4,788
当連結会計年度末残高	1,975	△2,602	△150	64	△712	2,032	35,689

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 30社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)永谷園 (株)永谷園フーズ (株)サニーフーズ 藤原製  
麵(株)  
Broomco (3554) Limited Broomco (3555) Limited  
Chaucer Foods Limited Chaucer Foods UK Limited  
Chaucer Foods SAS  
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited  
MAIN ON FOODS, CORP.  
(株)麦の穂ホールディングス (株)麦の穂  
Muginoho International, Inc. NAGATANIEN USA, INC.  
NAGATANIEN RS FOODS, LLC 他

当社は、2021年4月1日に(株)永谷園の傘下に新会社(株)永谷園フーズを設立した後、同年10月1日を効力発生日として、(株)永谷園の完全子会社である(株)サンフレックス永谷園、(株)オクトス、(株)花笠食品、(株)ニシエイ、(株)永竹を新会社に吸収合併いたしました。また、(株)永谷園の茨城工場、岡山工場は同年10月1日を効力発生日として会社分割し、同日付にて(株)永谷園フーズへ吸収合併を行うことにより統合いたしました。それに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 SECRET FLAVOR EUROPE SAS
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 SECRET FLAVOR EUROPE SAS
- ・持分法を適用していない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

藤原製麺(株)、(株)麦の穂ホールディングス及び(株)麦の穂の決算日は2月28日、Broomco (3554) Limited、Broomco (3555) Limited、Chaucer Foods Limited、Chaucer Foods UK Limited、Chaucer Foods SAS、Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited、MAIN ON FOODS, CORP.、Muginoho International, Inc. 及びNAGATANIEN USA, INC. 並びにNAGATANIEN RS FOODS, LLC他14社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等………主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社については、主として先入先出法による低価法

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………定率法  
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
また、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 2～50年  
機械装置及び運搬具 2～20年
- ロ. 無形固定資産……………定額法  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………当連結会計年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 国内食料品事業

国内食料品事業においては、主に和風即席食品及び洋風・中華風即席食品の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、顧客に製品が着荷した時点で収益を認識しております。

ロ. 海外食料品事業

海外食料品事業においては、主にフリーズドライ食品・麺の製造及び販売を行っております。海外食料品事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引き渡し時点で収益を認識しております。

ハ. 中食その他事業

a. 菓子の製造及び販売

菓子の販売は、顧客に製品を提供した時点で、財貨の移転の完了と対価の成立の2つの要件を満たすことから、当該時点をもって収益を認識しております。

b. フランチャイズ収入

フランチャイズ収入は、フランチャイジーに対してノウハウ及び商標等のサブ・ライセンスを許諾し、フランチャイズ契約書に基づき、フランチャイジーからロイヤルティー等を收受し、入金時に収益を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。  
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約、通貨スワップ  
ヘッジ対象……………借入金利息、外貨建取引、借入金
- ハ. ヘッジ方針……………当社グループでは社内規定に基づき、将来の金利変動リスク及び外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップ、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんは、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合は、発生年度に全額償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務を年金資産の額が上回る会社については、当該超過額を投資その他の資産に退職給付に係る資産として計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部を除く連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点は以下のとおりであります。

- ・従来は販売費及び一般管理費として計上していた取引において、当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払ではない場合については、取引価格からその対価を控除し、収益を認識する方法に変更しております。
- ・従来は主に出荷時に収益を認識していた取引において、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が11,733百万円減少し、販売費及び一般管理費は11,737百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は133百万円減少しております。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

8,781百万円

(2) その他の情報

①算出方法

イ. 減損の兆候の識別

のれんを含む資産グループが、以下のいずれかに該当する場合には、減損の兆候を識別します。

- ・営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている場合、又は、連続してマイナスとなる見込みである場合
- ・事業価値を著しく低下させる変化が生じたか、又は、生じる見込みである場合
- ・営む事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、又は、悪化する見込みである場合
- ・資産又は資産グループの市場価格が著しく下落した場合
- ・その他、のれんを含む資産グループに減損が生じている可能性を示す事象が発生していると考えられる場合

ロ. 減損損失の認識

減損の兆候があると識別されたのれんについて、のれんが帰属する事業に関連する資産グループの減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、のれんを含むより大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額（以下、「割引前将来キャッシュ・フロー」という。）を比較し、後者が前者を上回る場合には、減損損失は認識されません。前者が後者を上回る場合には、のれんの総額を超えない範囲で、減損損失として認識します。

ハ. 減損損失の測定

必要な場合は、前記で認識された減損損失について、各社固有の割引率を用いて現在価値に割引き、減損損失を計上します。

②主要な仮定

経営環境を含む事業価値を著しく低下させる変化の有無には経営者による判断が含まれており、将来事業計画における将来の販売数量、販売単価、原材料価格等の変動に関する経営者による見積りを考慮しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該会計上の見積り及び判断に用いた仮定については当連結会計年度末現在において入手可能な情報に基づいており、将来事業計画の見直しが必要となる事象が発生した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,242百万円
--------	----------

### (2) その他の情報

#### ①算出方法

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、算定しております。

#### ②主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、グループ各社における翌期の事業計画を基礎としております。当該事業計画は、将来の販売予測、そのために必要な経費及び設備投資等を考慮しております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 36,783百万円

##### (2) その他

前連結会計年度において、東京地方裁判所に対し、支払済みの原材料の品質保証履行義務違反があるとし、取引先に対して支払済み代金289百万円の返還請求を求める訴訟を提起しております。

また、当該訴訟請求金額を投資その他の資産の長期仮払金として計上しております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,138千株	一千株	一千株	19,138千株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,561千株	0千株	一千株	1,561千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 2021年6月25日開催の第68回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 272百万円
- ・1株当たり配当金額 15円50銭
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

ロ. 2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 272百万円
- ・1株当たり配当金額 15円50銭
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2022年6月29日開催の第69回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	272百万円
・ 1株当たり配当金額	15円50銭
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）、設備投資資金及び事業投資資金（主として長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	7,005	7,005	—
(2) 短期借入金	7,355	7,261	△94
(3) 社 債	15,000	14,915	△84
(4) 長期借入金	9,761	9,514	△246

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：活発に取引される市場の公表価格により測定された時価

レベル2の時価：レベル1以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	7,005	—	—	7,005

- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	—	7,261	—	7,261
社債	—	14,915	—	14,915
長期借入金	—	9,514	—	9,514

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 短期借入金、長期借入金

これらのうち、固定金利による借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による借入金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施している借入金については、取引金融機関から提示された金利スワップの時価も含めて記載しております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

社債の時価は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	9,085	—	—	—
受取手形及び売掛金	16,511	—	—	—

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	7,355	—	—	—
長期借入金	—	7,990	1,770	—

(注4) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 265百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、「(2)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。



## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の事務所等（土地及び建物）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は66百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,683百万円	△1百万円	3,682百万円	13,150百万円

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度の減少額は、減価償却によるものであります。
- 3 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	国内食料品 事業	海外食料品 事業	中食その他 事業	計		
売上高						
顧客との契約から 生じる収益	54,874	29,082	11,290	95,248	159	95,408
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	54,874	29,082	11,290	95,248	159	95,408
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	0	—	2	2	99	102
計	54,874	29,082	11,293	95,250	259	95,510
セグメント利益	5,082	881	253	6,218	155	6,373

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成の基本となる重要な事項「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の集積の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

契約負債は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,976
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,000
契約負債（期首残高）	226
契約負債（期末残高）	120

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,914円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	195円80銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、収束時期やその影響の程度を正確に予測することは困難であります。

当社の固定資産及びのれんに関する減損損失の測定の会計上の見積りを行うにあたっては、当連結会計年度末時点において入手可能な情報に加えて、2022年3月時点の業績の状況も踏まえて判断した結果、当連結会計年度と同様の状況が2023年3月期以降継続すると仮定し、見積りを行っております。

しかしながら、今後更なる新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞などが生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (企業結合等関係)

### 共通支配下の取引等

当社は、2021年4月1日に㈱永谷園の傘下に新会社㈱永谷園フーズを設立した後、同年10月1日を効力発生日として、㈱永谷園の完全子会社である㈱サンフレックス永谷園、㈱オクトス、㈱花笠食品、㈱ニシエイ、㈱永竹を新会社に吸収合併いたしました。また、㈱永谷園の茨城工場、岡山工場は同年10月1日を効力発生日として会社分割し、同日付にて㈱永谷園フーズへ吸収合併を行うことにより統合いたしました。それに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

## 1. 取引の概要

### (1) 吸収合併

#### ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の食料品の製造・販売事業

事業の内容 主としてお茶づけ、ふりかけ、即席みそ汁、その他食料品の製造・販売

#### ② 企業結合日

2021年10月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

㈱永谷園フーズを吸収合併承継会社とし、㈱サンフレックス永谷園、㈱オクトス

㈱花笠食品、㈱ニシエイ、㈱永竹を吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### ④ 結合後企業の名称

㈱永谷園フーズ(当社の連結子会社)

### (2) 吸収分割

#### ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の食料品の製造・販売事業

事業の内容 主としてお茶づけ、ふりかけ、即席みそ汁、その他食料品の製造・販売

#### ② 企業結合日

2021年10月1日

#### ③ 企業結合の法的形式

㈱永谷園フーズを吸収分割承継会社とし、㈱永谷園を吸収分割会社とする吸収分割

#### ④ 結合後企業の名称

㈱永谷園フーズ(当社の連結子会社)

### (3) その他取引の概要に関する事項

当社は「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として企業活動を行ってまいりましたが、加速する競争環境の変化への対応と、更なる事業体質の強化による収益性の向上を実現するために、グループ全体における生産会社及び生産工場の役割と機能を見直した結果、一元的に管理する体制が望ましいと判断し、生産機能の統合を行いました。

統合後は、安全・安心はもとより「開発」「製造」「物流」「営業」の各機能が有機的かつ効果的に連携し、高度な生産技術と生産効率の向上による事業運営を実現していくことで、企業価値の最大化を図るとともに、より強固なグループ経営体制を構築してまいります。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,502	6,409	76	6,486	875	354	12,150	8,367	21,747	△3,025	28,710
当 期 変 動 額											
剰余金の配当								△544	△544		△544
固定資産圧縮 積立金の積立						59		△59	—		—
当期純利益								1,861	1,861		1,861
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	59	—	1,257	1,316	△0	1,316
当 期 末 残 高	3,502	6,409	76	6,486	875	413	12,150	9,624	23,064	△3,026	30,026

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,620	△3,302	△1,682	27,027
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△544
固定資産圧縮 積立金の積立				—
当期純利益				1,861
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	123		123	123
当期変動額合計	123	—	123	1,440
当 期 末 残 高	1,744	△3,302	△1,558	28,468

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～49年

##### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用……………均等償却

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………当事業年度末保有の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見積額を計上しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
- なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。また、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約、通貨スワップ
- ヘッジ対象……………借入金利息、外貨建取引、借入金
- ③ ヘッジ方針……………当社では社内規定に基づき、将来の金利変動リスク及び外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップ、振当処理によっている為替予約及び通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 子会社株式の評価

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式 34,204百万円

##### (2) その他の情報

###### ①算出方法

子会社株式については市場価額がないことから、以下の方法によって評価損失の計上を判断し、評価損失の金額を測定します。

財政状態が悪化した子会社株式については、実質価額が著しく悪化した際に、相当の減額をなし、当該減少額を評価損失として計上します。

###### ②主要な仮定

実質価額の見積りは、その前提となる決算日までに入手し得る財務諸表等に加え、これらに重要な影響を及ぼす事項が判明していれば当該事項も加味しています。具体的には以下の項目となります。

経営者が作成した予算及び事業計画。

また、①における実質価額の算定に当たっては、超過収益力を反映して評価しております。詳細は、連結計算書類の連結注記表（3. 会計上の見積りに関する注記）をご参照ください。

###### ③翌年度の計算書類に与える影響

当社は、子会社株式の評価については合理的であると判断していますが、評価には不確実性が含まれているため、実際の評価損益は見積額との差異が生じる可能性があり、それに伴い当期純利益に影響を及ぼす可能性があります。

#### 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 545百万円

##### (2) その他の情報

###### ①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、算定しております。

## ②主要な仮定

将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度における課税所得を見積もっております。課税所得は、翌期の事業計画を基礎としております。当該事業計画は、将来の収益見込み、そのために必要な経費及び設備投資等を考慮しております。

## ③翌年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	916百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	8,022百万円
② 長期金銭債権	4,935百万円
③ 短期金銭債務	4,840百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	4,314百万円
② 営業費用	586百万円
③ 営業取引以外の取引高	210百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,561千株	0千株	一千株	1,561千株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (繰延税金資産)

分割に伴う子会社株式	609百万円
子会社株式評価損	735百万円
長期未払金否認	223百万円
投資有価証券評価損否認	46百万円
減損損失損否認	37百万円
役員退職慰労引当金否認	28百万円
その他	<u>81百万円</u>
繰延税金資産小計	1,761百万円
評価性引当額	<u>△278百万円</u>
繰延税金資産合計	1,482百万円
繰延税金負債との相殺	<u>△937百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>545百万円</u>

### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	757百万円
圧縮積立金	174百万円
その他	<u>5百万円</u>
繰延税金負債合計	937百万円
繰延税金資産との相殺	<u>△937百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>－百万円</u>

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は出 資 (百万 円)	事業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 ( 被 所 有 ) 割 合 ( % )	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱永谷園	350	国内 食料品 事業	( 所 有 ) 直 接 100.00	2名	経営 管理等	経営指導料 等	4,256	流動資産 「その他」 (未収入 金)	975
							出向者 負担金	544	関係会社 短期貸付金	2,787
							資金の貸付	2,787		
							利息の受取	6		
子会社	㈱永谷園フーズ	10	国内 食料品 事業	( 所 有 ) 間 接 100.00	4名	経営 管理等	資金の借入	3,506	関係会社 短期借入金	3,506
							資金の回収	716	関係会社 長期借入金	180
							利息の支払	6	関係会社 短期貸付金	30
							利息の受取	3		
子会社	Broomco (3554) Limited	0	海外 食料品 事業	( 所 有 ) 直 接 100.00	2名	経営 管理等	資金の貸付 (注)3	2,528	関係会社 短期貸付金	3,431
							資金の回収 (注)3	2,094	関係会社 長期貸付金	4,150
							利息の受取 (注)3	143		
子会社	MAIN ON FOODS, CORP.	376	海外 食料品 事業	( 所 有 ) 直 接 50.000061	1名	経営 管理等	資金の回収 (注)3	812	関係会社 短期貸付金	60
							利息の受取 (注)3	6	関係会社 長期貸付金	545
子会社	㈱麦の穂	11	中食 その他 事業	( 所 有 ) 間 接 100.00	4名	経営 管理等	資金の借入	303	関係会社 短期借入金	1,245
							利息の支払	3		

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれており  
ます。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金貸借取引については、当社が導入しているキャッシュ・マネジメント・システム等によるものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
  - (2) 経営指導料等及び出向者負担金については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
- 3 取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,619円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円91銭   |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

連結計算書類の連結注記表(11. その他の注記)をご参照ください。